

第二十八回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第四号

昭和三十三年二月十三日(木曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 禎一君 理事長井 源君

理事林 博君 理事福井 盛夫君

理事横井 太郎君 理事猪俣 浩三君

理事菊地養之輔君

大妻 健君 小林 錦君

世耕 弘一君 徳安 實藏君

古島 義英君 三田村武夫君

横川 重次君 青野 武一君

神近 市子君 田中幾三郎君

古屋 貞雄君 吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員

法務政務次官 横川 信夫君

法務事務官(入 國管理局長) 伊関佑二郎君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

二月十三日

委員片山哲君及び神近市子君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員多賀谷眞登君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の指名で委員に選任された。

二月十三日

売春防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

第一類第三号

法務委員会議録第四号 昭和三十三年二月十三日

婦人補導院法案(内閣提出第五一號)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三號)

○町村委員長 これより会議を開きます。外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行います。

○林(博)委員 外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、まずその概括的なことから、主として入国管理局長にお尋ねいたしたいのであります。場合によっては法務大臣に御答弁を願うことがあるかもしれませんが、まず現在わが国に在留する外国人の実態についてお尋ねいたしたいのであります。その在留する外国人の国籍別の登録状況がどのようになつておるか、また外国人の指紋捺捺状況について、押捺未了の者、また押捺を拒否している者はどのくらいあるのか、またこれらに対する取扱いはどうなつておるのか、この点についてお伺いしたい。

○伊関政府委員 在留外国人の実態について御説明申し上げます。総数は六十六万五千おります。そのうち一番多いのはやはり朝鮮人の六十万でございます。それから中国人の四万五千、引き続きましてアメリカ人が約九千、それからあととみなごく少数でございます。一千名を越したものは、イギリスの一千六百、ドイツの一千百、カナダの約一千百、こういう程度でございます。

それから、指紋捺捺状況でございますが、合計約四十九万九千名が押しております。六十六万のうち四十九万九千というふうな数字になりますのは、十四才以下の者は押さしておりません。これが一番大きい原因であります。それから、滞在者でも短期の滞在者は押しません。しかし、この数字がこれだけ食い違ひますのは、子供が押さないという点であります。

それから、指紋捺捺状況について申し上げますと、ただいま未押捺は朝鮮人について二十三名、中国人について一名でございます。これはほとんどが居所不明というふうな状況でありまして、それから、不押捺と申しますか、在留中とかいうふうなために物理的に押せないという人員はございますが、押せるのに押さぬというの朝鮮人二十三名、中国人一名でございます。これは居所不明というのが大部分でございます。

○林(博)委員 これは推定でけっこうですが、登録なしで現在在留しておる者はどのくらいですか。

○伊関政府委員 登録なしということでございますが、六十日までは登録いたしませんので、通過者とか観光客でございますが、どれくらいということになると非常にむずかしいのでござい

ますが、昨年の通過者は大体六千六百人、観光客が二万四千人というふうな数が出ておりますので、年間を通じて三万人くらいが指紋を押さない、登録もしないで日本に入入りできるということになっております。

○林(博)委員 次に、諸外国における外国人登録制度並びに指紋捺捺の手続についてお伺いいたしたいのであります。

現在指紋をとつておる国と、とつておらない国があると思つておりますが、それらの実情がどうなつておるのか。また、特に昨年の秋、アメリカが指紋捺捺規定の緩和をしたという事情があるようでございしますが、それらの点に關して御説明を願います。

○伊関政府委員 ただいま完全な指紋捺捺制度を実施しております国は二十一方国でございます。それから、自分で英語または所定の國語によつて自分の名前を署名できない場合に限り指紋を押捺させるという国が九方国ございます。

それから、アメリカの制度でございますが、これは今度の日本の改正とはほとんど同様でございます。移民を除きまして一年以内の滞在者については指紋を押さないという制度でございます。

○林(博)委員 今回の改正の中心点は一年未満の在留外国人の指紋を免除しよらうというところにあると思つておりますが、この十四条の指紋捺捺規定は、本法の成立の昭和二十七年の四月

からまる三年間実施を延期したものでありまして、その間、本条を削除して本邦に入居する外国人全部に対して指紋をとることを廃止したらどうかという意見もあつたようであります。また、現に、先ほど御説明にあつたように、指紋をとつておらない国が相当国あるというお話でありますし、また、今回問題になつております日中貿易の關係で、中共側で通商代表部の設置に關して主張しておるのは、今回の改正になつたような指紋捺捺義務の免除期間の延長じゃなくて、むしろ指紋捺捺に対する全面免除をせよということを主張しておるのではないかと思つております。このような指紋捺捺の全面免除に対する御意見を法務大臣からお伺いしたい。

○唐澤國務大臣 中共の通商代表部に關する指紋の問題は、ただいまお話しのようなことかとも存じますが、御承知のように、従来六十日の期間を一年に延長することによりまして、相当實際的の効果はあろうかと考えておりますが、それでも一年をこえて滞在する通商代表部の駐在員があると仮定いたしますれば、この一年ではまかなない切れないのでございまして、そういう場合におきましては、適当な行政措置を講じて、そうして結果におきましては指紋をとらないでも済むようにいたしたいと考えて、外務当局とも協議をいたしているような次第でございます。

○林(博)委員 従来六十日以内の外国

人の指紋をとらないことになって、指紋をとらぬのが、今回の改正で一年以内の者は指紋をとらないということになる、一体該当人員にどのくらいの變動があるのか、またこの一年以内ということにしたその理由は一体どこにあるのか、これらの点について一つお伺いいたします。

○伊関政府委員 従来の統計から推して、今回一年にいたしましたために指紋押捺をせずに済む人数は大体一万七千名と踏んでおります。

それから、六十日を一年といいたしました理由につきましては、あるいは半年でもいいのではないかと議論もございまして、また、二年ではどうか、いろいろ私たちが考えた次第でございまして、私たちの制度といいたしまして、一年以上が長期滞在者ということになっております。初め一年以上の期間の資格をもち入りましては、その後に犯罪を犯すとか、不正行為をやるとか、あるいは入りましては、その資格が変るといふようなことがございませぬ限りは、これを延長して参ります。一年以上は十五日、三十日、六十日、九十日、百八十日というふうにございまして、これは原則として延期いたさない。——もちろん延期いたす場合もございまして、原則としては延期しないという範疇に入っております。そこで、長期は一年以上、一年以下は短期というふうな分類になっておりますので、いろいろ考えまして、その辺が適當ではないかというふうな判断をいたしましたわけでありまして。

○林(博)委員 一昨年の秋ごろから一斉に指紋の採取が行われて、先ほども

御説明のありましたように、指紋をとられていた者は四十万九千名であるというように言われておりますが、一体このように採取せられた指紋がその後どのように活用されているか、どのような実績があったのか、入国管理上、あるいは警察関係、犯罪関係また公安関係等において利用された事例がございましたらば、その事例を承わりたいと存するのであります。また、期間を今回の改正のように一年未満に延長することに伴って不良外国人の実態調査が困難になるような事情はないか、お尋ねいたします。

○伊関政府委員 指紋を四十万ほどとっておりますが、目下のところ分類ができておりますのは約十五万でございます。従いまして、あとの二十五万というものは直ちに使用し得る状況にまだ至っておりません。

それから、とりまして指紋が直接役に立った例、これは警察の方だろうと思っておりますが、警察庁の警備部長の先般の参議院法務委員会におきまして答弁におきましては、犯人を逮捕した場合には、本人の同一性を確認するのに指紋があれば非常に便利だといふように答弁をいたしました。私の方は、押捺しました指紋自体を使うというよりも、指紋を押捺させるという制度をとりましたから、非常に登録証明書の偽造とか変造とかいふものが減つていっている効果があつていっていると思っております。数字的に申し上げますと、たとえば登録証明書の再交付という申請がございまして、これは要するに、いたんだとか、登録証明書を落したから、もう一度出してこれという申請でございまして、それが昭和二十八年に一万八

千、二十九年も一万八千、三十年から指紋は取り始めておりますが、一万四千に下つております。三十一年が九千、三十二年が六千、こういふふうにかつ減つて参つております。要するに、現実には、実際にはなくさないのになくしたと言ひまして、本人は新しいのをもらい、その古いのを密入国者に渡しまして、そして密入国者かその名前をかえるとかあるいは写真を張りかえて使うということが過去において相当行われておつた。この指紋制度を採用いたしましたのでこの数が相当減つたということ、そういう効果は多分にあるように考えます。

○林(博)委員 いま一点、今御答弁がなかつたと思つておりますが、この一年未満に延長することによりまして、何か不良外国人の実態把握に困難を来たすといふような弊害の部面にならぬでしょうか。

○伊関政府委員 これも警察の警備部長が答弁いたしておりましたが、警察としましては今まで通りにとつてもらうに越したことはないけれども、しかし一年に延びたからといつて著しく犯罪捜査上困るといふふうなことは考えないといふふうに申しております。

私の方の入管行政の方からいいますと、大体指紋を押捺をやりましますのは主として不法入国者の発見とか防止という点に重点がございまして、その面から見ますと、六十日が一年に延びましたも、それほど影響はないのではないかと、いふふうに考えております。

○林(博)委員 最後に一点お尋ねしますが、外国人の登録事務は市町村に委任されておるのであります、これは元來その入用な費用といふものは国の

支出でまかなわなければならないといふふうに考へるのであります。ところが、實際は所要の経費の大部分を地方公共団体が負担しておるといふような実情であるといふようなことも聞いておるのであります。その間の事情はどういふふうになつておられますか。

○伊関政府委員 たとえば昭和三十一年の予算で見ますと、補助金は都道府県の実際の経費に對しまして政府の出しましたものが二六・二%、市町村に對しましてはわずかに七%という率にしかなつておりません。この点われわれとしていましてはもう少し逐年ずつと予算の方で認められませんので、遺憾ながらこつちの実情になつております。

○林(博)委員 その点に關しましては当法務委員会に相当各方面から陳情が参つておるようでありまして、あと一点お尋ねいたしたいのは、今回のこの登録法の改正によりまして指紋の事務が多少なりとも縮小されることになると思つております。それで、予算の面での程度の節減をされるかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○伊関政府委員 われわれの計算によりますと、約四十万円ぐらいの節減になるかと思つております。

○横井委員 ちよつと関連して……先ほど林委員の質問に對しまして、法務大臣は、一年以上になつた場合には適當な行政措置をとるといふお話がございまして、その適當な行政措置といふのはどういふことを意味しておるのか、ちよつと承りたい。

○唐澤國務大臣 その点は今外務省と寄り寄り協議中でございまして、御承知のように、外国人登録法におきましては、別段日本國が承認した政府から派遣されておる外交官について指紋をとらないといふような規定はないわけでございますが、國際慣例で一種の特権が認められておるわけでございます。それから、その次も、やはり日本國の承認した政府から来ておる公務員、公用に従事する者、こつちの者にも一種の特権が与えられておるわけでございます。公務員に準ずるものとしてその扱いをしてはどうかといふようなことを今研究をいたしておるわけでございます。

○横井委員 六十日が短かいので一年になつた。さればといつて、二年といふことも想像される。期間的に考えますと、一年でもなお短かいといふは、それじゃあもつといふこともあるのだ、その行政措置の場合にその期間的にどういふふうな扱われるのでございませうか。べらぼうに、また一年でも短かいし、もう半年、もう一年といふことになりましては、その期間的問題が私には非常に問題だらうと思つておりますが、それはどういふふうな考えられますか、承りたいのです。

○唐澤國務大臣 今のお尋ねでございますが、これがお尋ねにありました日中貿易関係の代表部の人たちのことでございます。これはもうその期間を限らずにその扱いができるかどうかといふことを考えておるわけでございます。その代表部の人たち一年を二年にしてやるとか、あるいは三年、そのいふような考え方でなく

は三年、そのいふような考え方でなく

考えて今協議をしておるところでございます。

○町村委員長 猪俣三君。

○猪俣委員 これは伊國さんにちよつとお尋ねいたしたいのですが、先ほど不法の入国者及び不正者の入国ということがあつたわけですが、そこで、その不法の入国というのはいかゞいふ状態か、それから、不正者の入国、これは実は当法務委員会で数年前私が質問いたしました問題で、とにかくアメリカのカボネの弟子みたいなのがどんどん入つてきて、出入り自由の状態になつてゐる。当時読売新聞に相当長い間実情が暴露せられたときでありました。それから多少嚴重になつたようでありますが、そういういゝかがわしい人物の入国が現在あるとするならば、一体どちらの国の人間がそういうのが多いのであるか、そういう実情についてちよつと御説明いたしたいと思います。

○伊國政府委員 不法入国につきましてはほとんど朝鮮人でございます。どれくらい数字になるかといふことはわれわれとしてもはつきりわかりませんが、われわれが発見しますものが大体月平均百名くらいになります。このわれわれの方でわかりません人間がそのほかにどれくらいあるかといふ点がございませう。その他中国人等も多少ございませう。これはごく微々たる数字でございます。

それから、不正と申しますのは、先ほどは、不正入国というよりも、入国しましてからの行動が、入国の際に出た資格と違つてきたものといふやうな意味で申し上げたのでありますが、ただいまのようにいゝゆる不良外人と

いゝものが入つてくるのもたまにございませう。どの国籍が一番多いかという点は、実は数字の準備をいたしておりませんが、ちよつとたゞいまお答えいたしかねるのでありますが、われわれの方としましては、一度入りまして、そして何らかのいゝゆる不良外人と思われような者につきましては、ブラック・リストを作りまして、これを在外公館に配りまして、こゝろいゝ者は入れないようにしようといふようにいたしておりますが、やはりときどき入り込んでくるものもあるようでございます。

○猪俣委員 この不良外人ですが、日本へ来てばくちをやつたり、とにかく日本の経済状態を攪乱するような行爲をやつたり、ばくち場を經營したりするやうな者が相当ある。今現状がどうなつてゐるかわかりませんが、中にはもうアメリカならアメリカの人名辞典にちやんと出て有名になつてゐる人物が四、五年前入つてきておる。そこで、入国を許可する場合には、人物の良、不良についてどういふふうな識別をされておるのであるか、どんな取扱をやつておるのであるか、お聞かせ願ひたい。

○伊國政府委員 長期に入りませう者につきましては、詳細な書類をとりまして、現地限りでは決定いたしません。在外公館が外務省に送つて参りまして、外務省からわれわれに相談がございませうので、詳しく調べた上で許可しておりますが、短期間の者で、通過査証とか、十五日間、あるいは観光査証、これらは、こちらから送りましてブラック・リストに載つていない者は現地の公館は簡単に輸出しております。もちろん入りますときに一応過去に犯罪があつたかどうかといふふうなことは尋ねることになつておりますけれども、しかし、これは非常に簡単に輸出しております。それからまた、査証免除の国がございませうから、そういう国でございませうと、これは自由に入つてこれらといふやうな現状でございます。

○猪俣委員 今一つ、大臣でも局長でもよろしゅうございませうが、指紋をとるといふことに對して、東洋人と欧米人との間に感じ方の違いがあらまじやうか。東洋人は指紋をとられるといふことは何か犯罪の嫌疑をかけられるやうな氣持を多分に持つのであります。また、沿革から言つても、まず犯罪者に對して指紋をとる、中国あたりも相當さういふ思想が濃厚であつて、中国では強硬にこの指紋に反對してゐるのではありませんが、欧米人の間にはさういふ考え方があるのかないのか、その点御調査があつたら御説明願ひたい。

○伊國政府委員 今まで指紋を押すことに反對いたしましたのは中共とソ連でございます。国民感情としまして、私はソ連のことは存じませんが、中国の人が指紋を押すことをきらうといふことは十分承知をいたしてあります。ソ連につきましてもさうであるのか、その点によくわかりませう。しかし、一般的に申しまして、欧米人といへどもやはり指紋を押すといふことはあまり喜ばないやうであります。日本人でも、アメリカに参りますのに従来から指紋を押しておりましたが、やはりいやがつておられたやうでありますから、どうも指紋をとるといふものは全般的にあまり評判のいい制度ではないやうに思つております。

○猪俣委員 私は法文をよく研究して

第一類第三号 法務委員会議録第四号 昭和三十三年二月十三日

おりませうのであれですが、さうすると、日本人が指紋をとられない法制の外国へ行き、その国の外国人が日本に來た場合に、やはり相互の契約でそれは指紋をとらぬことになつてゐるのか、あるいは、その外国人の本國の法制のいかんにかかわらず、日本では一律に指紋をとるやうになつてゐるのか。その点はどうなんですか。

○伊國政府委員 その点は、相互主義には立つておりません。向うでこれをとりませう場合も、とりませう場合も、こちらではとつておる次第であります。

○猪俣委員 そこで、主なる国の名前をあげてちよつと御説明いたしたいと思います。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、この五カ国はみな指紋をとつておりますか、おりませうか。

○伊國政府委員 アメリカは、一年以上はとつております。イタリアはとつておりませう。イギリスは、署名がでない者から署名のかわりにとつております。ドイツはとつておりませう。フランスもとつておりませう。

○猪俣委員 さうすると、世界のおもなる文明國においては大体指紋をとつておらぬ。ことにイタリアのごときは、私も去年行つてきたのであります。が、國の財政のほとんど半分は観光客の落す金でまかなわれており、日本と経済状態が非常に似ておる。さういふところではやはり指紋をとつておらぬ。そこで、大きく考えますと、人工衛星の現在におきまして、世界は一つになるという思想が出てきておる今日、あんまり國境を固めるやうなあらゆる制度は再検討すべきではなからう

か。いゝわんや、その外国人の本國で指紋をとつておらぬにかかわらず日本ではとるといふことは、どうもお互い相互主義の國際間の關係からも穩やかなことではなからうと思ふ。

そこで、これは大臣にお尋ねいたします。先ほどの説明でも、指紋をとつたためにだゝ密入国が減つたりあるいはさういふ偽造が減つたといふやうなことですが、これは入つてゐる人間が悪いことをするならば困るけれども、國交が回復しないためにさういふ入つてくる者もいゝるので、さういふ密入国者は犯罪性の強い人間ではない。私もたくさん知つております。それですから、私も入られるのは不良外人です。こいつは入れられると困ると思つてゐるが、その他の者は、ただ國境をあまり固められてゐるために不法入国といふやうな犯罪者になつておりますけれども、本来自然犯ではないのです。さういふことについて、多少便宜があつたかといふこと、さういふ指紋制度を強化するなり、あるいは長く温存すること、将来発展すべき國家の對策としてよいものであるかどうか。私もは、やつぱりイタリアのやうに、うんと観光客を吸収して外貨を獲得しなければならぬ。今局長の説明によれば、この國も指紋といふものにはよい感じを持つておらぬ。指紋をとるために多少よいことがあつたといひました。私は、そんなことをせずに、どんどん来て、また長く滞在してもらつて、文明國では大部分指紋をとつておらぬので、日本もこんな制度は廃止したらいいではなからうかといふやうに考へ

三

ますが、大臣の御意向はいかがでございますか。

ものである、かように考えておる次第でございます。

ところは一年ぐらいが一番ほど合いではなからうか、かように考えております。

議にのつとらず、一律一体に六十日とか、今度一年というふうに扱ってきておる現状であります。そこで、この制度を切りかえまして相互主義ということになりますれば、現実の問題といいたしましては、それに均霑する国もあり、また全くそれには均霑できないような国もございまして、国際関係の非常に微妙複雑な今日といいたしましては、相当慎重に考慮しなければいけない問題だ、かように考えております。

て、この指紋制度を急に相互主義に切りかえるとかあるいはこれを全廃するといふような考えは今のところ持っておりません。

○唐澤國務大臣 指紋につきましましては、ただいま御意見のございました通り、大体において相互主義の原則によつてやつたらいのではないか、そ

○猪俣委員 今大臣の御趣旨のようだとしますと、とにかく理想としてはな

○猪俣委員 この期間が延ばされないとするならば、もう一つの案は、さつ

○伊関政府委員 ソ連と中共には指紋制度はございません。

て、この指紋制度を急に相互主義に切りかえるとかあるいはこれを全廃するといふような考えは今のところ持っておりません。

るすると、先ほどだんだんとあげられ

○唐澤國務大臣 これを一年と限りまし

○伊関政府委員 ソ連や中共に指紋制度が

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

ました諸国では指紋をとつておらな

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

い、わが国がその国に行つた時分に

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

は、その相互主義から行けばとらな

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

でもよろしいのではないかと御意

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

見でございまして、なるほど指紋等

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

問題につきましましては相互主義の

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

えなければならぬと思ひます。それ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

から、日本がこれから世界有数の

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

国にならうという際に一種の障害に

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

るといふ御意見もその通りと思ひ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

す。ただ、この法律が制定されまし

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

当時といたしましては、密入国者の

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

係その他から見ても、どうしてもこ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

う制度を立てなければならぬ要請が

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

ございまして、今日の制度ができて

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

たのでございまして、その後運用

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

してみまして、この規定は先ほど局

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

から御説明申し上げました通り相

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

当の効果をあげたと考えております

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

も、その後の情勢の変化にかんが

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

して、二カ月というような猶屈な

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

規定は少し緩和した方がよくなる

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

うことと今度一年に延期したわけ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

ございまして、これで実施をいた

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

まして、果してこの成績がどうな

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

るか、それによりまして判断をし

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

ければならぬことと思つておられ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

けれども、原則論をいたしまして

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

日本の治安を許しますならば、お

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

の通りにいたしていかなければなら

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

ぬ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

ぬ

○唐澤國務大臣 先ほど局長から申し

○伊関政府委員 今六十万からおりま

○古屋委員 古屋貞雄君。

○古屋委員 古屋貞雄君。

す。今回あらへ強制送還をするとい  
う人々について各個人の調査をさ  
れたはずだと思つて。千数百人の  
方たちの事由、何がために日本に不法  
入国をしたかという事由調査をしてお  
るはずであります。その中にはどの  
くらいおられますか、あるいはないかあ  
るか、ありますなら何名くらいおられ  
ますか、おそれ調査されておると思  
うのでございますが、その御答弁を願  
いたいと思つて。

○伊関政府委員 ただいま浜松並びに  
大村におります。いわゆる北朝鮮系  
と称します者を除きました中で問題に  
なりますのは、最近の文芸春秋に書  
きました、あの一人のようでございます  
す。

○古屋委員 なおお尋ねしたいのは、  
かつて日本人でありました者が、終戦  
直後ポツダム宣言の受諾によりまして  
第三国人になつた。そういう方たち  
の中で、一時本国に帰られて、再び日  
本に帰ることが不能になりましたた  
めに、いろいろの経済的や何かの事情で  
日本に不法入国してきた、こういう方  
がその中にはおありでしょうか。

○伊関政府委員 不法入国者のほとん  
ど大部分が、そういう方でありませ  
ん。

○古屋委員 特にその中に、未丁年  
者、生活能力のない者、しかも自分の  
生活を保護する中心となるべき家族が  
日本に在住しておる、朝鮮の数年にお  
たる戦争のために、かつては親戚のお  
世話になつておつただけけれども、す  
でにそれらの人もなくなり、あるいは  
生活上の問題で保護を受けることがで  
きない、やむにやまれず日本に不法  
入国をいたしましたという方がある  
やに聞き及ぶのであります。そ

う未丁年者の不法入国者の数がどのく  
らいあります。それから、なお、未  
丁年者の中でも、生活保護をする尊属  
親が日本におり、尊属親によつて生活  
を保護されなければならぬというよう  
な事情で不法入国をした者がござい  
ましたならば、その人数を御報告願  
いたいと思つて。

○伊関政府委員 そういふふうな未成  
年者で両親をたずねて入つてくる者は  
相当数ございます。ただ、ただいまの  
数字は持ち合せておりません。

○古屋委員 そこで大臣にお尋ねした  
いのですが、さういふ人道から考  
えて、強制送還をすることによつて生  
活の保障が本国で受けられない、しか  
も、日本におりますならば生活を保障  
し得る見通しのついたような者につ  
いては、何らかの人道の立場から、法務  
大臣のお考えで、在任することができ  
るような規定が日本にはあるやに承  
わつておるのですが、さういふ温情の  
ある、人間味のある措置をされるお考  
えがあるのかどうか、その点を承わり  
たい。

○唐澤国務大臣 ただいま局長からお  
答へ申し上げましたように、いわゆる  
不法入国者の非常に多くの数が、今御  
指摘になつたような、従来から日本に  
関係のあつた人々でございます。そ  
うして、たまたま朝鮮へ帰つておつた  
りすることです。で外国に在り、朝鮮  
へ帰つておつたので、成規の手  
続をとらなければ入国ができません。  
それを密入国したわけでございます。で  
ありますから、一応法律の建前とい  
つたしまして、従来から日本に縁のあつた  
者は、そういう法の命ずる成規の手続

をとらないで不法入国としても仕方が  
ないのだといふことになりまして、法規  
の建前がすっかりくずれますから、ど  
うしても一応は密入国者としてこれを  
取り扱つていかなければならぬと考  
えております。しかし、今お話のありま  
したような、従来から日本に深い関係  
がある、さうして扶養してくる人が  
日本におるといふような関係で、非常  
に年をとつた人であるとか、あるいは  
まだ非常に年の若い生活能力のない者  
といふような者も相当おられますので、  
これをどういふふうに処置するかとい  
うことにつきまして、今慎重に考  
えておりました。ただ法律一片で処置す  
ることもどうか、かように考へて、こ  
れは非常に困つた問題だと思つて、慎  
重に今考慮をいたしておるところであ  
ります。

○古屋委員 非常にけつこうだと思  
うのですが、世界人権宣言に基きま  
す、やはり日本におりますそれらの  
人々が生きる権利、移住の権利とい  
うものを持つておるわけなのでありま  
して、この点は、この世界人権宣言の建  
前から考へても、十分法務大臣の御配  
慮を願つて、やはり人道の立場からの  
御配慮を願いたい、かように御要請申  
し上げます。

なお、もう一つお尋ねしたいのは、亡  
命者の問題であります。亡命者につ  
いても、従来世界の慣例から申しま  
すと、亡命者の生命そのものに対する  
保護は、その亡命者のおりする国家  
において保護する、こゝろいふような立  
場をとられておるのですが、今の憲法  
という亡命者と認められる方に対する処  
置については、やはり亡命者として今  
申し上げたような温情ある生活保護の

すべを講じてありませうかどうか、  
その点を伺いたい。

○伊関政府委員 ただいまのケースに  
つきましては、本人の名前も本名であ  
るかどうか、やや疑わしい点がありま  
すし、本人の今までのいろいろとわれ  
われが調べました際の申し立ても矛盾  
した点もございまして、今もう少し  
詳しく調べたいと思つております。そ  
の調べました上でありませんと、結論  
が出て参りませぬ。

○古屋委員 なお、今大村収容所並び  
に浜松収容所いらつしやる朝鮮の方  
の中には、これと似た者がたくさん  
おるやに承わります。と申します  
は、李承晩政権には心服したい、帰  
りたくない、かりに帰りましたもい  
ろの圧迫を受けることによつて人間  
的生活ができないといふようなおそれ  
を持つておられます。これは北朝鮮に  
帰らうといふのでなくして、日本にお  
りたいといふような方もあるやに承わ  
るのですが、その方たちに対しまして  
も、さつき法務大臣の仰せられたよう  
なあなたかお気持で、これをどうす  
るかという御決定を願いたい、かよう  
に思つておられますが、その点につ  
いての御配慮だけはいただけませう  
か。

○伊関政府委員 ただいま大村にお  
ります。これはほとんど全部帰  
りたくないという気持であることは間違  
ないなからうと思つてあります。み  
な、正直のところを聞きましたら  
ば、帰りたい、日本におりたいとい  
ふことになるのだらうと思つて  
います。また、李承晩政権との関係がど  
うあるかという問題もありますが、い  
ゆる政治犯といふようなものに該当す

るようなものは、先ほどの例がどうな  
るか、それ以外には私の方の調べで  
ございませぬし、こちらにおりたい  
という気持はわかりますが、今回の協定  
ができておりますので、これらは全部  
送り届したい、こゝろ考へておられ  
ます。

○古屋委員 その点は十分お調べを願  
ひまして、万遺憾なき処置をおとり願  
いたいと思つて。

それから、もう一つ、これは外務大  
臣とも関係がありますが、お尋ねした  
いのですが、今回の韓国に送還をいた  
します関係につきまして、北朝鮮の赤  
十字から、赤十字の代表を日本に送り  
たい、そしてお世話をしたい、かよう  
な申し出を日本の政府並びに赤十字に  
され、赤十字から日本の政府に申し出  
があるやに承わります。が、さうい  
う事実がございましたか、ございませ  
んか、その点を承わりたい。これは一つ  
大臣にお尋ねしたいと思つて。

○唐澤国務大臣 ただいまのお尋ね  
でございますが、これは北朝鮮の赤十字  
から日本の赤十字へさういふ申し出があ  
るやうでございます。さういふ申し  
出があつたといふことを私も政府へ  
日本の赤十字から申してきておられ  
ますから、承知いたしておられますが、政府  
へ申し出てきておるわけではござい  
ませぬ。

○古屋委員 一昨年、北朝鮮にいらつ  
しやいます同胞四十数名があらから  
日本へ帰つて参りましたが、そのとき  
は、日本から西園社社長と、たしか高  
木君か井上君か北朝鮮へ参りました。  
こちらへ連れ帰つたわけですか。これと  
同じケースといつたしまして、向うか  
ら、北朝鮮に帰りたい者を連れて帰ら  
ない、それがために世話をしたい、かよ





別、特に最近顕著な傾向について、これは相当新聞にも雑誌にも取り上げられておりますから、こういう点も一つ御調査願いたい。いわゆる輪姦事件、これは当法務委員会で現地調査をいたしました場合にしばしば現地の機関から聞いた事例が相当多数あるのであります。京都でも聞きましたし、名古屋でも聞きました。一週間に二、三件は輪姦事件がある、こういう事例も聞いて参りました。暴力追放と申しますか、やがて当委員会にもそれらに関する法案の提出もあるようでございますから、その間の審査の資料として、ぜひできるだけ詳しいものを具体的に事例について御調査願いたいと思

次に、汚職事件に関する資料であります。これも、過去五年間、もしできるならば過去十年ぐらいの間の統計がいただきたい。これは検察庁でお調べになるとあると思えますから、お願いいたします。これは公務員の取附事件の統計、一般公務員と公選による公務員と分けてお調べ願いたい。一般の任命による公務員、この中には国家公務員と地方公務員、地方自治団体の公務員、こういうものもありますから、これも一つお調べ願いたい。公選による公務員、これは国会議員もありませんし、都道府県議員、市町村議員、これなんかについても、一つごめんとしますが、ぜひお調べ願いたい。それから、いわゆるあつせん取附罪、これも当委員会にやがて付託される模様でございますが、法案が出て参りましたから資料の御提出を願つても、なかなか早急に間に合わぬのが従来の例でございますから、ぜひできる

だけ詳しい資料を御調査願つておきたいのであります。いわゆるあつせん取附罪という規定がないために、これはだいたい悪質だけれども、どうにも手当のしようがなかったというような事例がありましたら、ぜひ具体的な資料の御調査を願つておきたいのであります。

次に、兇春防止法施行に関する資料であります。いわゆる兇春業者の実態を正確につかみたいのであります。世という赤線、青線、この業者数と従業者の数であります。これは、警察庁さらに労働省、厚生省共同で資料の御調査を願いたいと思えます。すでになくなつてしまつておるものもありませんが、転廃業をしたからなくなつてしまつたのだという形でなくて、従来ありましたもの、これをお調べ願いたいのであります。それから、転廃業の実情、これも新聞や雑誌に伝えられるように、ほとんどことしの一月の終りころまでに従来の赤線業者はやめるというふうな傾向にあるようでございますが、実際はどうなつていられるかということを知りたいのであります。それから、業者はやめたが、従業員、働いておつた女は一体どこに行つたんだというところが非常に重要な問題になりますから、これもできるだけ一つ詳しく実態調査をお願いしたいのであります。

同じ兇春防止法関係として、検査の状況、これは勅令九号違反として検査した者、これは単純兇春です。今度の兇春防止法は単純兇春は刑罰の対象になつておりませんから、こういったものを將來どう見るかの資料として、ぜひこれもお調べ願いたいと思えます。

九号の該当者として検査した者、それから、地方条例も相当ありますが、地方条例として検査した者。以上でございますが、ごめんどどうもぜひできるだけ早く資料を御調査願つて御提出願いたいと思えます。委員長、しかるべくお願いいたします。

○猪俣委員 今の資料の要求について私の方からも付加してお願ひがある。それは、百九十七条の一項、普通取附罪、これと、二項の請託を受けてやつたという加重罪、この比率を知りたい。ですから、百九十七条の一項の犯罪がなんぼで、二項の犯罪がなんぼになつておるか。それから、百九十七条の二、これは第三者にいろいろを提供した場合の犯罪、この犯罪がどのくらいあるか。これは五カ年間のものでもいいと思えますが、今の三田村君の要求の表を作るときにそれを明らかにしていただきたい。

それから、百九十七条の三、「因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為ササルトキハ」、これも普通取附罪の加重罪になつておりますが、この百九十七条の三の犯罪がなんぼあるか。これと私は百九十七条の一項の普通取附罪の比率を知りたい。これを一つ御用意いただきたいと思ひます。

○高橋(禎)委員長代理 それでは、法務省の關係は、法務大臣も御出席になつておりますから、三田村委員、猪俣委員の申し出の資料を提出されるようになつてお願ひいたします。それから、法務省以外の關係当局に對しては委員長の方から提出方を要求

いたしておきますから、御了承願ひます。本日はこの程度にて散会いたします。午後三時二十五分散会

昭和三十三年二月十五日印刷

昭和三十三年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局